

郡山市告示第168号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定に基づき、廃棄物が地下にある土地であって土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものの区域を指定区域として、次のとおり指定する。

令和元年5月31日

郡山市長 品川 萬里

指定区域の所在地	埋立地の区分
郡山市西田町大田字沼ノ倉1-5の一部、1-7、1-8の一部、 郡山市西田町大田字向田71の一部、72、73の一部、74の一部、75、76、77、78、79、80、81、82、83、84、85の一部、86の一部、87の一部、88の一部、89の一部、90の一部、91の一部、155-1の一部、181の一部、183の一部 (旧郡山市西田埋立処分場第1期埋立地)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年9月23日政令第300号 以下「政令」という。）第13条の2第1号 【一般廃棄物に係るもの】
郡山市西田町大田字沼ノ倉1-1の一部、1-6の一部、1-9、1-15の一部、1-16、1-17の一部 (旧郡山市西田埋立処分場第3期埋立地)	政令第13条の2第1号【一般廃棄物に係るもの】